

承認容器廃止届出書

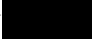
東大安環 第 214 号
令和 4 年 3 月 25 日

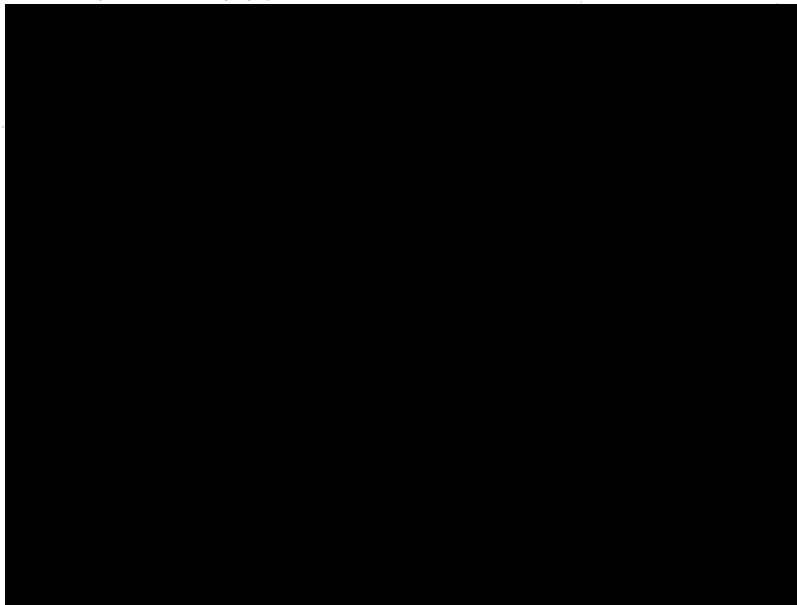
原子力規制委員会 殿

住 所 : 東京都文京区本郷 7 丁目 3 番 1 号
氏 名 : 国立大学法人東京大学
学長 藤井輝夫

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第 24 条第 2 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 輸送容器の名称 :  型
2. 承認容器登録番号 :





3. 廃止の年月日：令和4年3月25日
4. 廃止の理由：今後の使用予定がないため。

容器承認書

原規規発第 2104301 号

令和 3 年 4 月 30 日

国立大学法人東京大学

学長 藤井 輝夫 殿

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 59 条第 3 項及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則等の一部を改正する規則（令和 2 年原子力規制委員会規則第 20 号。以下「改正規則」という。）による改正前の核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和 53 年総理府令第 57 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 5 月 14 日付け東大安環第 18 号（令和 3 年 4 月 14 日付け東大安環第 3 号をもって一部補正。以下「申請書」という。）をもって申請のあった輸送容器については、同法第 59 条第 1 項に規定する技術上の基準のうち容器に関する基準に適合していると認められるので、同法第 59 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり承認します。本承認については、改正規則附則第 2 条の規定に基づき、経過措置を適用します。

記

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

添付の申請書の写し（令和 3 年 4 月 14 日付け東大安環第 3 号）に記載のとおり

承認容器として使用する期間

令和 3 年 4 月 30 日から令和 7 年 4 月 7 日まで

承認容器登録番号

各容器につき以下のとおり

S※B2031 (注)

(注) ※は添付の申請書の写し(令和3年4月14日付け東大安環第3号)の5に記載された容器製造番号を指す。例えば、容器製造番号が[]ならば、承認容器登録番号はS [] B2031となる。

改正規則による改正前の核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和53年総理府令第57号)第22条第2号から第5号まで及び第8号に掲げる事項
添付の申請書の写し(令和3年4月14日付け東大安環第3号)の1から4まで及び7に記載のとおり

東大安環 第 18 号
令和 2 年 5 月 14 日

原子力規制委員会 殿

東京都文京区本郷7丁目3番1号
国立大学法人東京大学
学長 五神 真

容器承認申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条第3項及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第21条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 輸送容器の名称

■型

2 輸送容器の外形寸法及び重量

(1) 外形寸法

外径 約 ■ cm (■ in.)

高さ 約 ■ cm (■ in.)

(2) 重量

輸送物 ■ kg (■ lb) 以下

(3) 輸送容器の概略

添付図のとおり

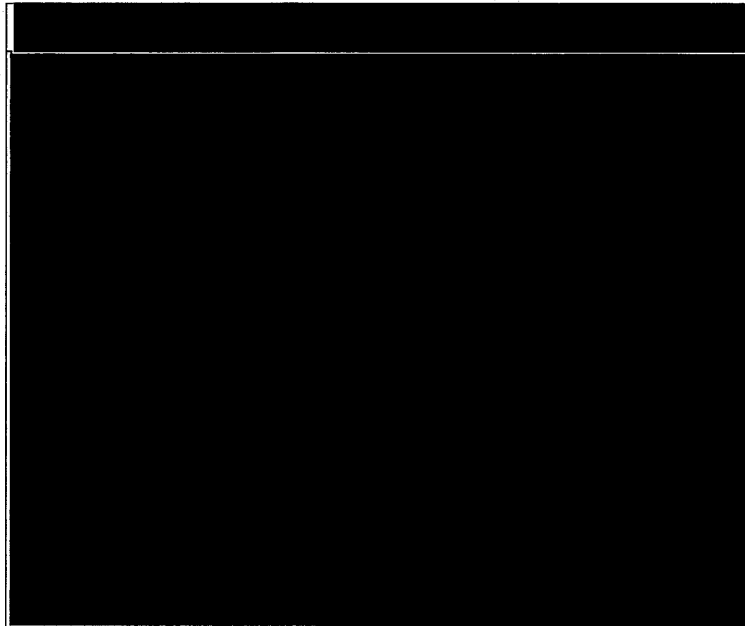
3 核燃料輸送物の種類

BM型核分裂性輸送物

4 収納する核燃料物質等の種類、性状、重量及び放射能の量

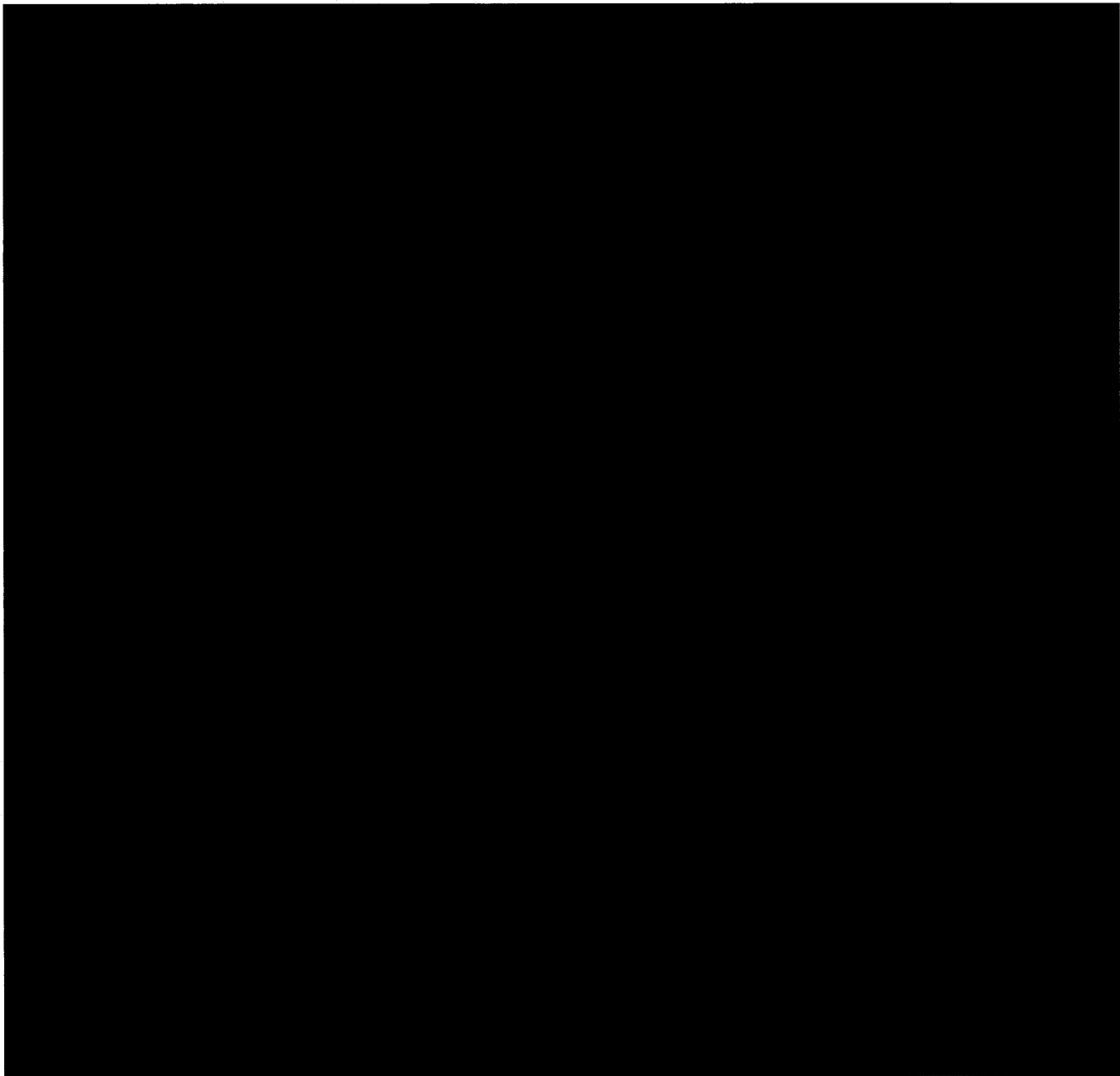
添付表のとおり

- 5 承認を受けようとする容器の製造番号その他の当該容器と他の容器を区別するための番号



(設計承認番号： )

- 6 承認容器として使用することを予定している期間
令和7年4月7日まで



添付図 ■■■ 型輸送容器の概略

添付表 収納する核燃料物質等の種類、性状、重量及び放射能の量

項目		仕様		
種類		■ プルトニウム燃料	■ ウラン燃料	
性状		固体(■)	固体(■)	
型式		板状燃料	塊状燃料 ^{※1}	
輸送物1基あたりの仕様	核燃料物質重量(g)		■ 以下	■ 以下
	プルトニウム同位体の重量(g)	²³⁸ Pu	■ 以下	—
		²³⁹ Pu	■ 以下	—
		²⁴⁰ Pu ^{※2}	■ 以下	—
		²⁴¹ Pu	■ 以下	—
		²⁴² Pu	■ 以下	—
	²⁴¹ Am と ²⁴¹ Pu の合計重量(g)		■ 以下	—
	ウラン同位体の重量(g)	²³⁵ U	—	■ 以下
	核分裂性プルトニウム同位体濃度(重量%)		■ 以下	—
	ウラン濃縮度(重量%)		—	■ 以下
	放射能の量(Bq)		■ 以下 ^{※3}	■ 以下
	主要核種の放射能の量(Bq)	²³⁸ Pu	■ 以下	—
		²³⁹ Pu	■ 以下	—
		²⁴⁰ Pu	■ 以下	—
		²⁴¹ Pu	■ 以下	—
²⁴² Pu		■ 以下	—	
²⁴¹ Am+ ²⁴¹ Pu		■ 以下	—	
²³⁵ U		—	■ 以下	
発熱量(W)		19 以下	0 ^{※5}	
燃焼度(%)		考慮せず ^{※4}	考慮せず ^{※5}	
冷却日数(日)		考慮せず ^{※4}	考慮せず ^{※5}	

※1：円盤状燃料をカットしたもの

※2：²⁴⁰Pu の重量は ²⁴¹Pu の重量を超えること。

※3：核燃料物質重量が ■ g で最大の放射能の量となる核種組成より算出。

※4：極低出力炉 (0~2 kW) の使用した燃料のため。

※5：未照射燃料相当であるため

容器承認申請書の一部補正について

東大安環 第 3 号
令和 3年 4月 14日

原子力規制委員会 殿

住所 東京都文京区本郷7丁目3番1号

氏名 国立大学法人東京大学

学長 藤井 輝夫

令和2年5月14日付け東大安環第18号をもって申請しました[]型輸送容器に係る容器承認申請について、下記のとおり一部補正いたします。

記

容器承認申請書を次のとおり変更し、別記の変更については別紙に示す。

1 輸送容器の名称

[]型

2 輸送容器の外形寸法及び重量

(1) 輸送容器の外形寸法

外径：約 [] cm ([] in.)

高さ：約 [] cm ([] in.)

(2) 輸送容器の重量

[] kg ([] lb) 以下

(3) 核燃料輸送物の総重量

[] kg ([] lb) 以下

(4) 輸送容器の概略を示す図

添付図のとおり

詳細形状は、本核燃料輸送物設計承認申請書（平成31年4月16日付け東大安環第13号（令和元年10月31日付け東大安環第152号及び令和2年1月27日付け東大安環第203号をもって一部補正）に係る別紙の（イ）-第C. 1図から（イ）-第D. 5図までに示されている。

(5) 輸送容器の主要材料

ドラム：ステンレス鋼

一次収納容器：ステンレス鋼

二次収納容器：ステンレス鋼

遮蔽体：鉛

断熱材：繊維版

3 核燃料輸送物の種類

(1) 核燃料輸送物の種類：BM型核分裂性輸送物

(2) 輸送制限個数：25個

(3) 配列方法：任意

(4) 臨界安全指数：2.0

4 収納する核燃料物質等の種類、性状、重量及び放射能の量

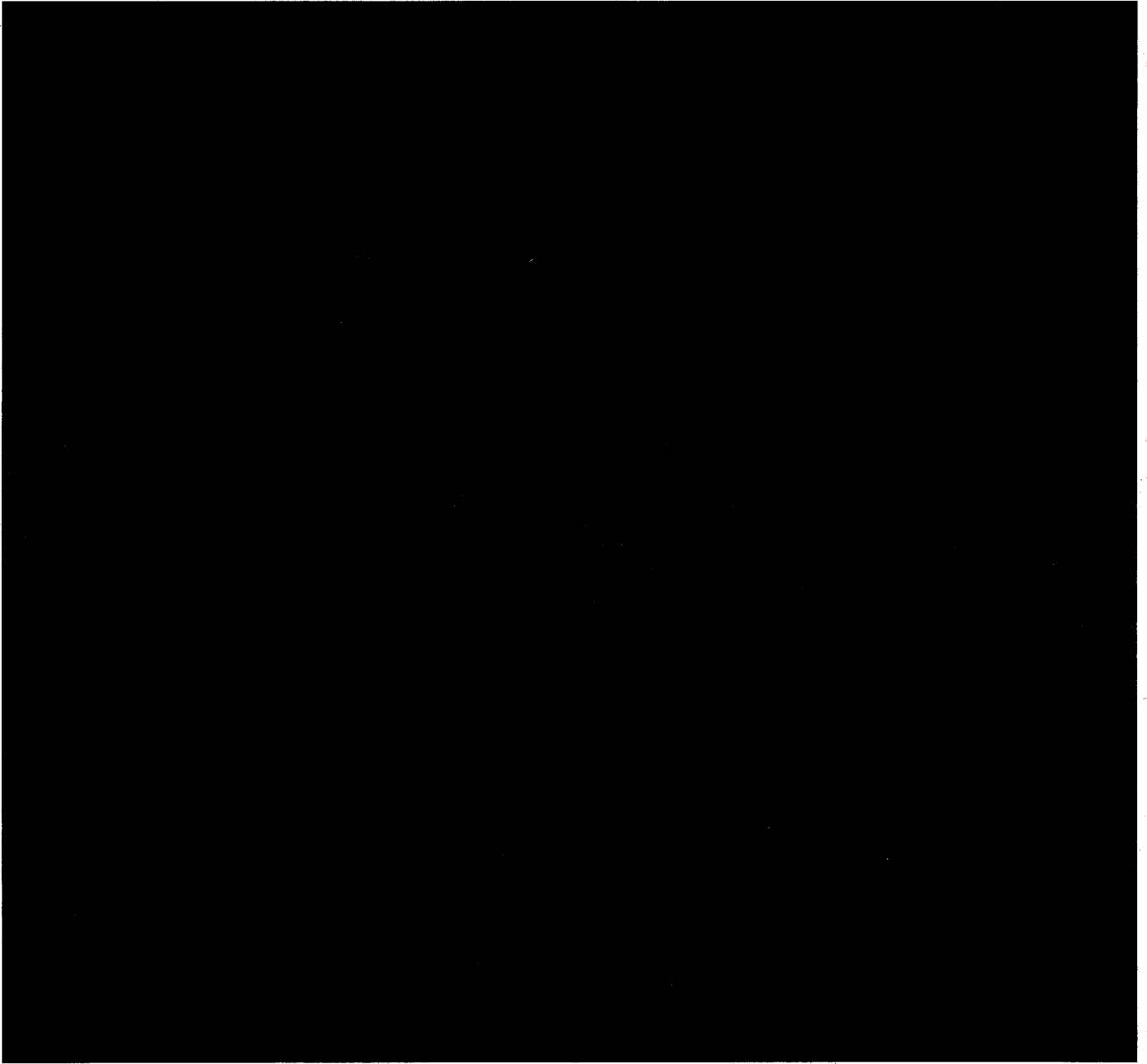
添付表のとおり

5 承認を受けようとする容器の製造番号その他の東大容器と他の容器を区別するための番号



6 承認容器として使用することを予定している期間

令和7年4月7日まで



添付図 ■ 型輸送容器の概略

添付表 収納する核燃料物質等の種類、性状、重量及び放射能の量

項目		仕様		
種類		■ プルトニウム燃料	■ ウラン燃料	
性状		固体(■)	固体(■)	
型式		板状燃料	塊状燃料 ^{※1}	
輸送物1基あたりの仕様	収納物重量(kg)		20 未満	
	核燃料物質重量(g)		■ 以下	
	プルトニウム同位体の重量(g)	²³⁸ Pu	■ 以下	—
		²³⁹ Pu	■ 以下	—
		²⁴⁰ Pu ^{※2}	■ 以下	—
		²⁴¹ Pu	■ 以下	—
		²⁴² Pu	■ 以下	—
	²⁴¹ Am と ²⁴¹ Pu の合計重量(g)		■ 以下	—
	ウラン同位体の重量(g)	²³⁵ U	—	■ 以下
	核分裂性プルトニウム同位体濃度(%)		■ 以下	—
	ウラン濃縮度(重量%)		—	■ 以下
	放射能の量(Bq)		■ 以下 ^{※3}	■ 以下
	主要核種の放射能の量(Bq)	²³⁸ Pu	■ 以下	—
		²³⁹ Pu	■ 以下	—
		²⁴⁰ Pu	■ 以下	—
		²⁴¹ Pu	■ 以下	—
		²⁴² Pu	■ 以下	—
		²⁴¹ Am+ ²⁴¹ Pu	■ 以下	—
	²³⁵ U		—	■ 以下
発熱量(W)		19 以下	考慮せず ^{※5}	
アクチニド、核分裂生成物、崩壊生成物及び中性子放射化生成物(ppm)		1000 未満	100 未満	
燃焼度(%)		考慮せず ^{※4}	考慮せず ^{※5}	
冷却日数(日)		考慮せず ^{※4}	考慮せず ^{※5}	

※1：円盤状燃料をカットしたもの

※2：²⁴⁰Pu の重量は ²⁴¹Pu の重量を超えること。

※3：核燃料物質重量が ■ g で最大の放射能の量となる核種組成より算出。

※4：極低出力炉で使用した燃料のため。

※5：未照射燃料相当であるため